



平成 24 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 亀 田 製 菓 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 田中 通泰
(コード番号 2220 東証第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員
経営統括本部長 佐藤 勇
(TEL 025-382-2111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 22 日開催予定の第 55 期定時株主総会に、以下のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会の円滑な運営を行うため、現行定款第 16 条について、株主総会の特別決議の定足数を議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上とする旨の規定を新設するものであります。

また、当社の経営体制の一層の強化をはかるため、現行定款第 24 条第 2 項について、役付取締役として取締役副社長を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 15 条 (条文省略) (決議の方法) 第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 ＜新 設＞ 第 17 条～第 23 条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第 24 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名を選定することができる。 第 25 条～第 49 条 (条文省略)	第 1 条～第 15 条 (現行どおり) (決議の方法) 第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u> 第 17 条～第 23 条 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役) 第 24 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、 <u>取締役副社長を若干名選定することができる。</u> 第 25 条～第 49 条 (現行どおり)

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 24 年 6 月 22 日 (金曜日)
平成 24 年 6 月 22 日 (金曜日)

以 上